

■ Article ■ .....

改正債権法の主要論点解説

日本大学法学部教授 大久保 拓也

一 はじめに

改正債権法がようやく成立した(第193回国会・平成29(2017)年6月2日公布：同年法律第44号・45号)。民法は明治29(1896)年に制定されているが、債権法に関するほとんどの規定は制定当時のままである。債権法に関する規律は、市民社会の枠組みを規律する基本法典であるため、社会的な影響力は非常に大きい。この改正項目は多岐にわたるので、本稿では実務上影響の大きいと思われる主要論点に絞って解説することとしたい。

二 消滅時効に関する改正

(1) 現行法の規律

現行法における消滅時効期間に関する規律は、債権の消滅時効期間を原則として10年としつつ(民法167条1項)、商行為に関する消滅時効期間を5年(商法522条)とし、さらに、飲食代等比較的少額な日常よく生じる債権については、職業別に細かく分けて規律して、1年から3年というさらに短期の消滅時効にかかるものとしている(民法170条~174条)。特にビジネスにおいて重要である売掛代金債権(後で代金を受け取る約束で商品を売ることを「売掛け」といい、その代金債権)は、2年という短期の消滅時効にかかる(民法173条1号、最判昭和59年2月23日判時1138号77頁)等、債権の種類に応じた債権管理が必要であった。

しかし、現代社会において短期の消滅時効期間を現行法のように区分する妥当性は乏しいと考えられる(例えば、金銭の貸付について、銀行の場合は商法が適用されて5年であるのに対して、信用金庫の場合は10年とされる等)。

(2) 改正法の規律

そこで改正法166条は、債権の消滅時効における原則的な時効期間について、①「権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき」という「主観的起算点からの短期」と、②「権利を行使することができる時から10年間行使しないとき」という「客観的起算点からの長期」の二重の期間構成をとる。

売買契約等のように取引行為によって生ずる債権の場合、弁済期を暦日で定めるのが通常である。その場合、主観的起算点と客観的起算点が一致することになり、暦日の到来は債権者も当然に知りうるため、5年で消滅する。

これに対して、過払金返還請求権(貸金業者がとり続けていた利息制限法の上限を超える利息の返還請求権：民法上の不当利得返還請求権)のように、債権者(借主)が債権の発生をはじめから認識できるわけではない債権もあり、そのときは①が変動する場合もある。それ考慮して改正法は②の規律を設けたのである。

また、交通事故を受けて損害を被った場合のように不法行為による損害賠償請求権についても改正がある。すなわち、現行民法724条に定める(ア)被害者またはその法定代理人が損害および加害者を知ったときから3年間行使しないとき、また(イ)不法行為の時から20年行使しないときという期間は維持しつつ、生命・身体の侵害による重要な法益侵害に対する損害賠償請求権については、被害者の救済を図るべく、(ア)を5年に、(イ)を20年にそれぞれ延ばすこととする(改正法167条)。

現行民法	改正民法
1年 料理店のツケ	(原則)①主観的起算点から5年、②客観的起算点から10年 (※)
2年 売掛代金債権・弁護士の職務上の債権	
3年 工事代金債権・医師の診療上の債権	
5年 商行為から生じた債権	(※)生命・身体の侵害による損害賠償請求権について②は10年→20年
10年 一般の債権	

### 三 法定利率に関する改正

#### (1) 変動制の導入

##### (一) 現行法の規律

法定利率とは、法律で定められた利率のことである。①利息を生ずべき債権について当事者の契約によって定めた利率を約定利率というが、それが定められていない場合や、②法律の規定によって発生する場合に適用されるのが法定利率である。②の例としては、貸金契約を結んで50万円を貸したのに期日になっても返済がない場合等に請求する遅延損害金がある(民法419条1項)。現行民法では法定利率(民法404条)を年5分としている。もっとも、近年は低金利の状態にあることから、その見直しが求められている。また、商行為によって生じた債務について年6分とする商事法定利率(商法514条)についても同様に見直しを必要がある。

##### (二) 改正法の規律

こうした状況に鑑みて、改正法404条は、法定利率に変動制を導入することとした。もっとも頻繁に変動するとなると利率の計算が煩わしくなってしまうため、次のような緩やかな変動制を導入することとした。①まず、初めは法定利率を年3%に引き下げ、②3年ごとに法定利率の見直しを行うこととする。③その見直しにあたり、過去5年間の短期貸付の平均利率をもとに算定された「基準割合」と「直近変動期」との差をとり、④その差が1%を超えるとき(1%未満の端数は切り捨てる)は、この差を直近変動期における法定利率に加算または減算した割合とする。なお、これに伴い、商事法定利率を定める商法514条は削除される。

## (2) 中間利息控除

### (一) 現行法の規律

例えば10年後に100万円の支払いを受けるというように、将来一定額の金銭の支払いを受ける債権があるとする。その現在価値を算定するには、将来得られる一定額から10年間で生じる利息を控除する必要がある。それを中間利息という。

特に、交通事故による後遺症による遺失利益の賠償を請求する場合にも、中間利息を控除する必要がある。

### (二) 改正法の規律

(1)のように法定利率が変動制に移行した場合にどうすべきかが問題となる。改正法417条の2は、中間利息控除は法定利率によるという現在の実務を維持しつつ、損害賠償の請求権が生じた時の法定利率によるという規律を設けることとする。

改正法に従って法定利率が5%から3%へと引き下げられると、控除の算出によって損害賠償額が増加することも予想されるため、実務に対する影響は大きいといえる。

## 四 賃貸借に関する改正—敷金に関する規定の新設—

### (1) 現行法の規律

家やマンションの一室を借りるというように、貸主がもつ財産を他人(借主)に利用させ、一定期間後に貸したその物を返してもらい、借主が借りた対価(賃料)を支払うというのが賃貸借契約である(民法601条)。例えば家を借りる契約を結ぶにあたり、毎月の家賃のほかに、敷金の支払いを求められることがある。契約時において賃料以外に支払われる金銭には、①賃借人が賃貸人に負担する賃料債務その他一切の債務を担保するための金銭(一般に敷金といわれる)と、②権利金や礼金等とよばれる一定期間の賃料の一括前払いの金銭等がある。前者は賃貸借契約終了後、賃借人に債務不履行がなければ明け渡し時に返還されるものであるが、後者は原則として返還が認められないものである。

敷金については、現行民法の規定の中に用語が出てくる(民法316条、619条2項)ものの、これを定義する明文の規定はお置かれていないため、敷金に関する法規制が明確ではないといわれていた。

### (2) 改正法の規律

そこで、改正法622条の2は敷金について明文の規定をおくこととした。

①まず、敷金について、「いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう」とする定義を設ける(同条1項)。

②敷金の返還時期や返還の範囲等について、次のような規律を設けることとする(同条1項)。(一)賃貸人は、敷金を受け取っている場合において、賃貸借が

終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき、または、(二) 賃借人が適法に賃借権を譲渡したときは、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭債務の額を控除した残額を返還しなければならない。これは現行民法における判例準則を明文化したものである。

③また、賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭債務を履行しないときは、敷金を当該債務の弁済に充てることができる旨を定めることとする(同条2項)。これは、敷金を債務の弁済に充当することができるのは賃貸人であり、賃借人にはその請求を認めないという現行法下で一般に認められた準則を明文化するものである。

## 五 保証に関する改正

### (1) 保証人保護の方策の拡充

#### (一) 現行法の規律

保証契約の締結について現行民法は、書面(または電磁的記録)でなされなければならない(民法446条2項、3項)として、保証人が保証契約を締結して責任を負うことについて慎重に判断させるとともに、保証の意思を外部的に明らかにさせることとしている。もっともここで求められる書面は公正証書である必要はなく、私書証書でかまわないとされている。

また、金銭の貸渡しが含まれる不特定の債務を主たる債務とする個人の「貸金等根保証契約」について、保証人は極度額を限度とした履行責任を負うというのが現行民法の規律である(民法465条の2)が、いわゆる第三者保証の危険を低減するためには規制範囲の拡大が求められていた。

#### (二) 改正法の規律

そこで改正法465条の2以下は、根保証契約の対象を貸金等根保証契約から、貸金等を含まない「個人根保証契約」へと広げることとする。すなわち、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(根保証契約)の(法人を含まない)個人保証人について、極度額を定めなければ効力を生じないとし、その締結は書面(または電磁的記録)でなされなければならないとする。

さらに、いわゆる第三者保証(金融機関が中小企業に融資を行うにあたり、その企業の経営とは直接関係のない第三者を保証人として求める保証)について、次のように個人保証を制限している。すなわち、個人保証人が「事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約」または「主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約」を締結するときは、その契約締結日前1か月以内に作成された公正証書で、その内容を確認することが義務付けられることになる(改正法465条の6第1項)。公正証書を作成するには、保証人になろうとする者が、主たる債務の債権者および債務者、主たる債務の元本や利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものの定めの有無およびその内容、そして主たる債務者がその債務を履行しないときには債務の全

額について履行する意思を有していることを、口授しなければならないとする(同条2項)。これは、公証人という第三者を介在させることによって、保証人になることに慎重な判断をさせようとするものである。

もっとも、この規制はいわゆる第三者保証の危険を避けるためのものであるから、経営者保証については、事前に公正証書を作成させる必要はなく、通常の保証契約で足りることになる(改正法465条の9)。すなわち、主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者等については、事前に公正証書を作成し公証人に口授することは要求されない。

## (2) 保証契約の範囲の明確化

### (一) 現行法の規律

債務者Aが債権者Bから100万円の貸金を受けるにあたり、保証人Cがその貸金債務の保証契約を結んだ場合、支払期日になってもAが100万円を返済しないときはAに代わってCが返済する義務を負う(民法446条1項)。

そして、保証人の負担が債務の目的または態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮するというのが、現行民法448条である。もっとも、この規定は、保証契約が締結された後に主たる債務が加重されたときに、保証人の負担も加重されるか否かについては定めをおいていない。しかし、これについては明文の規定がなくとも認められると解されてきた。

### (二) 改正法の規律

そこで改正法は448条に第2項を新設し、主たる債務の目的または態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されないとする。これは、学説上異論のない準則を明文化することで、国民にとってわかりやすい規律にしようとするものである。

◀ 関連ホームページ ▶

○ 法務省ホームページ「民法の一部を改正する法律」

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00175.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00175.html)

以上